

本編該当箇所	【計画案】	【素案】	備考
<p>第1章 第5節 (P64～P67)</p>	<p>3 津波災害 (1)～(2) (略) (削除)</p> <p>(3) 法に基づく津波浸水想定 (略)</p> <p>(4) 被害想定結果 以下に、平成25年秋田県地震被害想定結果の中から、<u>海域地震について、地震動および津波による人的被害の秋田市における予測結果を示す。</u> なお、被害想定における避難行動を以下の3パターンに分ける。</p> <p>ア 津波発生後すぐに全員が避難した場合（発災5分後の避難者100%） イ 早期避難者比率が高い場合+呼びかけ（5分後の避難者70%、15分後の避難者30%） ウ 早期避難者比率が低い場合（発災5分後の避難者20%、15分後の避難者50%、危険切迫避難者30%） ※冬期間は、状況を考慮し、避難行動開始時間に5分を加えた考え方としている。</p> <p style="text-align: center;">表 1-5-6 (1) 被害想定結果概要（海洋地震）</p> <p>以下、(略)</p>	<p>3 津波災害 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 津波被害想定 ア 海洋地震の想定 イ 津波シミュレーション結果 ウ 被害想定結果 以下に、<u>地震被害想定結果の中から津波被害を伴う想定結果を抽出して記載する。</u> なお、被害想定における避難行動を以下の3パターンに分ける。 (ア) 津波発生後すぐに全員が避難した場合（発災5分後の避難者100%） (イ) 早期避難者比率が高い場合+呼びかけ（5分後の避難者70%、15分後の避難者30%） (ウ) 早期避難者比率が低い場合 （発災5分後の避難者20%、15分後の避難者50%、危険切迫避難者30%） ※冬期間は、状況を考慮し、避難行動開始時間に5分を加えた考え方としている。</p> <p style="text-align: center;">表 1-5-6 (1) 被害想定結果概要（海洋地震）再掲</p> <p>以下、(略)</p> <p>(4) 法に基づく津波浸水想定 (略)</p>	<p>津波想定については、平成25年公表の秋田県地震被害想定と平成28年公表の津波浸水想定を併記していたが、最新の想定のみを記載し、内容を整理</p>

本編該当箇所	【計画案】	【素案】	備考											
第2章 第10節 (P130)	<p>3 河川施設</p> <p>(4) 特定都市河川および特定都市河川流域</p> <p>特定都市河川および特定都市河川流域は、気候変動により水害が激甚化・頻発化する中、通常の河川改修のみの対策では浸水被害の防止を図ることが困難となってきた状況を踏まえ、雨水浸透阻害などのソフト対策も一体となった総合的な浸水被害対策を推進する河川とその流域であり、必要に応じて国土交通大臣又は知事が指定する。</p> <p>市は、雨水浸透阻害行為の許可事務等を行うほか、特定都市河川の河川管理者や市などが共同で策定する流域水害対策計画に基づき、浸水被害対策を推進する。</p> <p style="text-align: center;">表 2-10-1 特定都市河川一覧 (令和6年11月末現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>特定都市河川流域名</th> <th>特定都市河川名</th> <th>指定公表年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">旧雄物川流域</td> <td style="text-align: center;">旧雄物川</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">令和6年11月8日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旭川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">太平川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">猿田川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">草生津川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新城川</td> </tr> </tbody> </table>	特定都市河川流域名	特定都市河川名	指定公表年月日	旧雄物川流域	旧雄物川	令和6年11月8日	旭川	太平川	猿田川	草生津川	新城川	<p>(新設)</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づき、秋田県が令和6年11月8日付で旧雄物川流域6河川(旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、草生津川、新城川)を「特定都市河川」に指定し、旧雄物川流域が「特定都市河川流域」に指定されたことによる修正</p>
特定都市河川流域名	特定都市河川名	指定公表年月日												
旧雄物川流域	旧雄物川	令和6年11月8日												
	旭川													
	太平川													
	猿田川													
	草生津川													
	新城川													
第2章 第16節 (P181)	<p>8 避難所以外の避難者への支援に係る平時からの取組</p> <p>市は、避難所以外(在宅、町内集会所、車中、テント等)に避難している者に支援を行えるよう、避難者からの情報収集等を通して避難所外避難者の状況の把握や食料および生活関連物資等の供給、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達に必要な体制の整備に努める。</p> <p>また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討する。</p> <p>さらに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。</p> <p>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。特に、エコノミークラス症候群予防のため、健康相談や保健指導の実施に努める。</p>	<p>8 避難所外の避難者への支援</p> <p>市は、避難所以外(在宅、町内集会所、車中、テント等)に避難している者に支援を行えるよう、避難者からの情報収集等を通して避難所外避難者の状況の把握や食料および生活関連物資等の供給、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達に必要な体制の整備に努める。</p> <p>特に車中泊の被災者には、エコノミークラス症候群予防のため、健康相談や保健指導の実施に努める。</p> <p>また、市は在宅避難者の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペース、その支援方策をあらかじめ検討するよう努める。</p>	<p>避難所以外の避難者への支援について、事前に状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的等についてあらかじめ検討することを記載</p>											

本編該当箇所	【計画案】	【素案】	備考
第3章 第1節 (P275)	<p>3 災害対策本部等の活動</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>大規模な災害にあつては、被害の大きさを適切に把握もしくは推測し、それに対する方策等を早急に講じる必要がある。災害発生時に災害の大きさを適切に判断する指標として、死傷者数、建物の損壊、住民の避難状況、ライフライン・通信の途絶状況などが考えられる。</p> <p>また、情報が十分に集まってこない場合は、被害が深刻であると推測できることから、災害の発生当初は、あらゆる手段を講じて、被害情報を収集し、災害対策本部に集約するとともに、庁内データベース等を活用し、各部局との情報共有を図る。</p> <p><u>なお、災害対策本部（他の救助機関を含む）は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請することを検討する。</u></p>	<p>3 災害対策本部等の活動</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>大規模な災害にあつては、被害の大きさを適切に把握もしくは推測し、それに対する方策等を早急に講じる必要がある。災害発生時に災害の大きさを適切に判断する指標として、死傷者数、建物の損壊、住民の避難状況、ライフライン・通信の途絶状況などが考えられる。</p> <p>また、情報が十分に集まってこない場合は、被害が深刻であると推測できることから、災害の発生当初は、あらゆる手段を講じて、被害情報を収集し、災害対策本部に集約するとともに、庁内データベース等を活用し、各部局との情報共有を図る。</p>	消防庁防災業務計画(R6.6)に基づき、市災害対策本部を含む救助機関において、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用することを反映
第3章 第2節 (P277～ P282)	<p>1～2（略） (削除)</p> <p>3 他市町村被災時の応援 (略)</p> <p>4 他都道府県からの被災者の受入・支援 (略)</p> <p>5 消防機関相互の応援 (略)</p> <p>6 受援計画の策定</p> <p>市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定する。受援計画においては、<u>庁内全体および業務担当ごとの連絡調整窓口、連絡の方法、役割分担、要請の手順、受援対象業務、応援要員等の執務スペースについて定めるとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるよう努める。</u></p> <p>市は、応急対策職員派遣制度や災害時相互応援協定等を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて制度の活用方法と、発災時の円滑な活用について習熟に努める。</p> <p><u>なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症に配慮した適切な空間の確保に努めるとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p>7 応急措置の代行 (略)</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3 応援職員等の受入体制の確立 (略)</p> <p>4 他市町村被災時の応援 (略)</p> <p>5 他都道府県からの被災者の受入・支援 (略)</p> <p>6 消防機関相互の応援 (略)</p> <p>7 受援計画の策定</p> <p>市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定する。受援計画においては、<u>庁内全体の連絡調整窓口、各部の連絡調整窓口、役割分担、要請の手順、受援対象業務について定める。</u></p> <p>市は、応急対策職員派遣制度や災害時相互応援協定等を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて制度の活用方法と、発災時の円滑な活用について習熟に努める。</p> <p>8 応急措置の代行 (略)</p>	応援職員の受け入れに関する県地域防災計画の記載との整合